

議案第 22 号

豊橋市立小・中学校就学指導委員会規則の一部を改正する規則について
平成 26 年 4 月 24 日提出

豊橋市教育委員会
教育長 加藤 正 俊

豊橋市立小・中学校就学指導委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年4月24日

豊橋市教育委員会

豊橋市教育委員会規則第 号

豊橋市立小・中学校就学指導委員会規則の一部を改正する規則

豊橋市立小・中学校就学指導委員会規則（昭和49年豊橋市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="256 893 778 987"><u>豊橋市立小・中学校教育支援委員会規則</u></p> <p data-bbox="209 1008 304 1043">（設置）</p> <p data-bbox="156 1064 778 1379">第1条 <u>心身に障害のある児童及び生徒（以下「児童等」という。）の就学、入級支援及び長期的な視点での一貫した教育の適正を期すため、豊橋市立小・中学校教育支援委員会（以下「委員会」という。）を設置する。</u></p> <p data-bbox="209 1400 371 1435">（所掌事務）</p> <p data-bbox="156 1456 778 1550">第2条 委員会は、次に掲げる業務を行う。</p> <p data-bbox="193 1570 778 1664">（1） <u>児童等の実態把握</u>に関すること。</p> <p data-bbox="193 1684 778 1832">（2） 特別支援学校及び特別支援学級への適正な就学<u>及び入級支援</u>に関すること。</p> <p data-bbox="193 1852 778 1946">（3） <u>長期的な視点での一貫した教育支援</u>に関すること。</p>	<p data-bbox="906 893 1428 987"><u>豊橋市立小・中学校就学指導委員会規則</u></p> <p data-bbox="858 1008 954 1043">（設置）</p> <p data-bbox="805 1064 1428 1267">第1条 <u>心身障害児童、生徒の就学、入級指導の適正を期するため豊橋市立小・中学校就学指導委員会（以下「委員会」という。）を設置する。</u></p> <p data-bbox="858 1400 1021 1435">（所掌事務）</p> <p data-bbox="805 1456 1428 1550">第2条 委員会は、次に掲げる業務を行う。</p> <p data-bbox="842 1570 1428 1664">（1） <u>心身障害児童、生徒の実態把握</u>に関すること。</p> <p data-bbox="842 1684 1428 1832">（2） 特別支援学校及び特別支援学級への適正な就学、<u>入級指導</u>に関すること。</p>

(4) その他委員会が必要とすること。

(3) その他委員会が必要とすること。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の豊橋市立小・中学校就学指導委員会規則の規定により委嘱されている豊橋市立小・中学校就学指導委員会の委員である者は、その任期が終了するまでの間は、改正後の豊橋市立小・中学校教育支援委員会規則の規定により委嘱されている豊橋市立小・中学校豊橋市教育支援委員会の委員とみなす。